鳥取県農業近代化資金事務取扱要領

一部改正　令和４年６月１５日付第202200052889号

第１ 趣 旨

 　農業近代化資金融資制度の運用に当たっては、農業近代化資金融通法（昭和３６年法律第２０２号。以下「法」という｡）、農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号。以下「令」という。）、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成１７年４月１日付１６経営第８８７０号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）、農業経営改善関係資金基本要綱（平成１４年７月１日付１４経営第１７０４号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和３７年鳥取県規則第２号。以下「規則」という。）及び鳥取県農業経営改善関係資金事務取扱要領（平成１４年１１月２９日付経支第５９２号鳥取県農林水産部長通知。以下「資金事務取扱要領」という。）に定めるもののほかこの要領によるものとする。

第２ 農業近代化資金の内容

　１　貸付対象者

　　　農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

　　(１) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者であって次に掲げる者

　 　 ア　次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

 　　　(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤強化法」という。）第１２条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和２９年法律第１８２号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和３６年法律第１５号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）のうち簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）

　 　(イ) (ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

 (ウ) 農業経営基盤強化促進法第２３条第４項に規定する特定農業法人

　　　イ　認定新規就農者（基盤強化法第１４条の５第１項に規定する認定就農者という。以下同じ。）

　　　ウ　地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。） 　　エ　次に掲げる要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の（ア）、（イ）及び（エ）に掲げる要件を満たす者を含む。）

　　　　(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が２００万円以上（法人にあっては１，０００万円以上）であること。

　　　　(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第７項第２号に規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

　　　　(ウ) 個人の農業者であって、６０歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

　　　　(エ) 簿記記帳を行っていること。(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

 オ　原則として５年以内に、アの(ア)に掲げる農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を２期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

　　　カ　アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

　　　キ　次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

　　　　(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの（以下、「集落営農組織」という。）

　　 　 ａ　代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従っ　　　　　　た規約を有していること

（a） 事項

①　団体の目的

② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

（b） 基準

① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

 　 　 ｂ 一元的に経理を行っていること。

 ｃ　原則として５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

 　 ｄ　農用地の利用の集積の目標を定めていること。

　　 　　 ｅ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

 ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

　　　　(イ) 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

 　 ク　集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者(以下「認定農業者等の担い手」という。)が全構成員の過半を占めるものであって、カの(ア)のａに定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

　 　 ケ　アからクまでに掲げるもののほか、知事が特に必要と認め、別に定めるもの

　　(２) 農業協同組合であって次の要件をすべて満たすもの。

　　　ア　法令違反や不祥事がないこと。

　　　イ 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

　　　ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

　　 エ　営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。

　　　オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

　　　カ 全体の収支又は信用事業若しくは共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

　　　キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

　 （３）農業協同組合連合会であって（２）のアからクまでに掲げる要件をすべて満たす 　　　もの。

　 （４）農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若　　　 しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で次に　　　 掲げるもの

　　　ア 農事組合法人

　　　イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

　　　ウ 土地改良区及び土地改良区連合

　　　エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産 に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

　　　カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

　　　キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農

業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

　　　　　なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合、農業協同組合連合

会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、令第２条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進上、国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

　　　ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成１７

年法律第８６号）第５７５条第１項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第８７９号の第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

　　　ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、

代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（（１）のカの（ア）及びキに該当するものを除く。）

　　　　（ア） 事項

　　　　　 a 団体の目的

　　　　 　b 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

　　　　　 c 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

　　　　　 d 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

　　　　（イ） 基準

　　　　　 a 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

　　　　　 b 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

　　　　　 c 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

 　　 　 d 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

　　　　 　e 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その

徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

　２ 融資機関

　　　近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

　 　(１) 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第１項第２号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）

　　 (２) 鳥取県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）

　　 (３) 農林中央金庫

　　 (４) 銀行

 （５）株式会社商工組合中央金庫

 （６）信用金庫及び信用基金連合会

 （７）信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第９条の ９第１項第１号及び第２号の事業を併せ行う協同組合連合会

　３ 資金使途

 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とし、貸付けの基準は、別表１の農業近代化資金貸付基準表（以下「貸付基準表」という。）に記載のとおりとする。

　　(１) 建構築物等造成資金

　　　　　畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金。ただし、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。

　　(２) 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金。ただし、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。

　　(３) 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

　　(４) 小土地改良資金

 　事業費が１，８００万円以下の規模の農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金。ただし、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。

　　(５) 長期運転資金（１の(１)に掲げる者に限る）

　　　　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に要する次の資金

　　　ア　農業者等に対するもの

　　　　(ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い､又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

　　　　(イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）

 　イ　認定農業者等及び集落営農組織等に限るもの

　　　　(ア) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

　　　　(イ) 品種の転換を行うのに必要な資金

　　　　(ウ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に要な資金

　　　　(エ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために　 　　　　必要な資金

 　ウ　認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限るもの

営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

　　　エ　認定農業者等、継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限るもの

上記の他、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農　　　　 業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費　　　　 用に充てるのに必要な資金

 (６) 農地流動化資金（１の(１)のアからクまでに掲げる者に限る。）

 農業経営の改善のために行う農地の取得に要する資金。ただし鳥取県以外の機関が行う利子補給（ガイドライン第３の３及び４で定めるもの）、地方税法の特例（ガイドライン第４の６で定めるもの）、及び印紙税法の特例（ガイドライン第７で定めるもの）の対象としないものとする。

　　(７) 農村環境整備資金（１の（２）から（４）までに掲げる者に限る）

 　診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって、次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金

　　　　診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

　　(８) 知事特認資金（知事が特に必要と認めて指定する資金）

 　ア 農村給排水施設資金（１の(１)に掲げる者に限る）

 　農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

 　この場合の給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事又は地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長（「地方事務所長等」という。以下同じ。）が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、農業を営む者が設置するものとする。

 　なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

 　イ 特定の農家住宅資金（１の(１)に掲げる者に限る）

 　　(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条の過疎地域又は山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が、次のいずれかの要件に該当する場合において行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する資金

 ａ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和２４年法律第１９５号)に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

 　ｂ その意欲と能力からみて、今後、食料・農業・農村基本法（平成１１年法律第１０６号）において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として地方事務所長等が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

 　ｃ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として地方事務所長等が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

 　ｄ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として地方事務所長等が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、地方事務所長等が特に普及を図る必要があると認められるものの改良に限る。）をするとき。

　　　　(イ) (ア)の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う農家住宅の改良、造成又は取得に要する資金

 　ウ 内水面養殖施設資金

　　　　　水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

　　　　　この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね３分の２以上を占めていなければならないものとする。

　　　　　なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴するものとする。

　４ 償還期限等

　　(１) 償還期限及び据置期間

 　 近代化資金の償還期限及び据置期間は、ガイドライン第２の５及び貸付基準表のとおりであるが、申込みに当たっては、 次の事項に留意するものとする。

 　ア 貸付基準表に定められている償還期限、据置期間は、最長の期限及び期間を示すものであり、実際の貸付けに当たっては、経営規模、経営内容、育成期間、施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案して、実情に即した適正な期間を設定するものとする。

 　イ 貸付利率が同じ２種類以上の資金を同時に借り入れる場合における償還期限及び据置期間は、原則として主たる事業費に対する資金の償還期限及び据置期間によるものとする。

　　(２) 償還方法

 　償還方法は、年１回元本均等償還とし、償還額の単位は千円とする。この場合において、償還額に端数を生じたときは、第１回の償還額に加えるものとする。

　　(３) 償還期日

 　償還期日は、毎年１２月２０日とする。

　５ 貸付利率等

　　(１) 近代化資金の貸付利率及び規則第３条第１項に規定する利子補給率は、貸付基準　　　表に記載する割合のとおりである。

　 （２）（１）に規定する貸付利率を０％等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を２．０％引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営大2598号農林水産事務次官依命通知。）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営大3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

。

（３）農山漁村６次産業化対策事業に係る上乗せ利子補給

ア　規則第３条第２項に規定する上乗せをして利子補給をする資金は、農山漁村６次産業化対策事業実施要綱（平成２４年４月２０日付２３食産第４０４９号農林水産事務次官依命通知）別表１に定める農産漁村６次産業化対策整備事業の１の（１）６次産業化整備支援事業に係る補助金の交付を受けて当該補助事業を実施する者（６次産業化整備支援事業実施要領（平成２５年６月３日付２５食産第５９４号農林水産省食料産業局長通知）第４の１に定める農林漁業者団体をいう。）が、当該補助事業の実施に必要な経費（当該補助金交付額を除く。）を融通するため貸し付けられた近代化資金（平成２３年９月１日以降に第５の利子補給承認を受けたものに限る。以下「６次産業化補助残融資資金」という。）とする。

イ　アの６次産業化補助残融資資金について、県が上乗せして行う利子補給（以下「６次産業化上乗せ利子補給」という。）に係る規則第３条第２項に規定する知事が定める率は、当該資金を借り入れる農業者等の住所地又は所在地を所管する市町村長が、融資機関との利子補給契約（同等の効力を有するものを含む。）に基づき、貸付基準表の貸付利率欄に掲げる利率（（２）及び（３）の利子助成を受けるときは、当該利子助成を受けた後の利率とする。）を０パーセントに引き下げるために必要な額の２分の１以上の額（以下「市町村利子補給金」という。）を当該融資機関に対して交付する場合において、別表２の６次産業化補助残融資資金上乗せ利子補給率表のとおりである。

ウ　６次産業化上乗せ利子補給の適用は、当該貸付けが行われた日から１０年間とする。

　　　 エ　融資機関は、本要領に定めるもののほか、市町村利子補給金の交付に関して、 当該利子補給市町村長が別に定めたときは、その定めに従うものとする。

　６ 貸付限度額、融資率及び貸付対象事業費の最低額

　　(１) 貸付限度額

 　近代化資金の貸付金は万円単位とし、貸付限度額（貸し付けようとする貸付金を含めた残高の合計額をいう。）は、次のとおりとする。

 　ア 農業を営む者

 　　(ア) 次に掲げるものに対する貸付けにあっては、２億円以内

 　ａ 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

 　ｂ ａに掲げる法人のほか、農業者で、知事又は地方事務所長等が次に掲げる経営規模等を勘案して特に必要と認めて承認したもの

 　 酪農経営 常時飼養頭数 １５頭以上

 　 肉用牛経営 常時飼養頭数 １５頭以上

 　 養豚経営（肥 育） 常時飼養頭数 １２０頭以上

 　 （繁 殖） 常時飼養頭数 ４０頭以上

 　 養鶏経営（採卵鶏） 常時飼養羽数 成鶏３，０００羽以上

 　 （採肉鶏） 常時飼養羽数 ５，０００羽以上

 　 果樹園経営 樹園地面積 １ヘクタール以上

 　 施設園芸経営 施設実面積 １０アール以上

 　ｃ　１の(１)のキの（ア）及びクに掲げる者

 (イ) 農業参入法人に対する貸付けにあっては、１億５，０００万円以内

 (ウ) １の（１）のアからクまでに掲げるものに対する３の（６）の資金の貸付にあっては、５００万円以内

　　　　(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる貸付け以外の貸付けにあっては、１，８００万円以内

 　イ 農業協同組合等

　 １の（２）から（４）までに掲げる者に対する貸付にあっては、１５億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内

　　(２) 融資率

 融資率は当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得に要する経費の額の１００分の８０以内とする。ただし、認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第１２条第１項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借入れる場合、集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（第２の３の(８)のア及びイに掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、１００分の１００以内とする。

　　(３) 貸付対象事業費の最低限度額

 　 貸付対象事業費の最低限度額は、借入申込みごとに２０万円以上とする。

第３ 借入申込手続

　　　近代化資金（６次産業化補助残融資資金を含む。）の借入手続は、借入希望者の区分　　に応じて次のとおりとする。

　１　第２の１の(１)に掲げる者の借入手続

 　近代化資金の借入れを希望する第２の１の(１)に掲げる者が、融資の可否の通知を受けるまでの手続については、基本要綱第３から第５まで及び資金事務取扱要領第２から第４までの規定によることとする。

 　近代化資金の融資が妥当と認められた借入希望者は、融資の可否の通知を受けてから融資機関の指示する期日までに、基本要綱参考様式３による借入申込書を融資機関に提出するものとする。

 ただし、第２の１の（１）のアからクまでに掲げるものが第２の３の（１）から（６）までの資金を借り入れる場合であって、借入金が５００万円以下の場合は、次の２の規定によることができる。

ただし、次の２の規定を使用した場合は、鳥取県以外の機関が行う利子補給（ガイドライン第３の３及び４で定めるもの）、地方税法の特例（ガイドライン第４の６で定めるもの）、及び印紙税法の特例（ガイドライン第７で定めるもの）の対象としないものとする。

　　　また、第２の３の(８)のア及びイに掲げる資金を借り入れる場合については、次の３　　の規定によることとする。

　２　１のただし書に規定する場合の借入手続き

 第２の１の（１）のアからクに掲げるものが３の（１）から（６）の資金を借り入れる場合であって、借入金が５００万円以下の場合の借入申込手続きについては、基本要綱第３の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

借入希望者は、農業近代化資金借入申込書（様式第１号の１）を、融資機関に提出するものとする。

　３　第２の１の(２)から（４）までに掲げる者又は第２の３の（８）のア及びイに掲げる資金を借り入れる者の借入手続

 　　第２の１の(２)から（４）までに掲げる者が近代化資金を借り入れる場合又は第２の１の（１）から（４）までに掲げる者が第２の３の（８）のア若しくはイに掲げる資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱第３の規定にかかわらず、次のとおりとする。

　　　借入希望者は、農業近代化資金借入申込書（様式第１号の２又は様式第１号の３）に次に掲げる書類を添付して、融資機関に提出するものとする。

 　添付書類

　　(１) 経営の概要（様式第２号の１）（借入希望者が第２の１（１）に掲げる者の場合）

　　(２) 団体の概要（様式第２号の２）（借入希望者が第２の１の（２）から（４）までに掲げる者の場合）

　　(３) カタログ（又は図面）見積書（又は工事仕様書）

　　(４) ５か年間の収支計画書

　　(５) 補助金交付決定通知書等の写し（補助残融資事業の場合に限る。）

 ４　事前着工について

 利子補給承認前に事業に着手し、又は事業を完了してはならないものとする。

　ただし、使用中の故障等によりやむを得ず利子補給承認前に農機具の取得を行う場合等において借入希望者は、あらかじめ県に了解を得ることとし、その理由を付した利子補給承認前事業着手願（様式第１５号）を借入申込書に添付するものとする。

第４ 利子補給承認申請手続

　１　第３の１の手続による場合

 　 融資機関は、借入希望者から第３の１の規定により借入申込書が提出されたとき（６次産業化補助残融資資金に該当するものを除く。）は、農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第３号の１。以下「申請書」という。）に当該借入申込書の写しを添えて借入申込者の住所（所在）地を所轄する地方事務所の長に提出するものとする。ただし、借入申込者の定款等に定める地区の区域が一の地方事務所の長の所轄区域を越える場合にあっては直接知事に提出するものとする。

　２ 第３の２及び３の手続による場合

　　 融資機関は、借入希望者から第３の２又は３の規定による借入申込書（６次産業化補助残融資資金に該当するものを除く。）が提出されたときは、当該借入申込みについて近代化資金に適合するかどうか審査の上、貸付けすべきものと認めたものについては、申請書に借入申込書の写しを添えて借入申込者の住所（所在）地を所轄する地方事務所の長に提出するものとする。ただし、借入申込者の定款等に定める地区の区域が一の地方事務所の長の所轄区域を越える場合にあっては直接知事に提出するものとする。

　３　６次産業化補助残融資資金の場合

　 （１）融資機関の手続き

融資機関は、借入希望者から第２の５の（４）のアの６次産業化補助残融資資金に係る借入申込書が第３の１、２又は３の規定により、提出されたとき（第３の２又は３の規定による場合は、融資機関は当該借入申込みについて近代化資金に適合するかどうか審査の上、貸し付けすべきものと認めたものに限る。）は、申請書に当該借入申込書の写しを添えて、農業近代化資金（６次産業化補助残融資）に係る利子補給承認申請送付書（様式第３号の２）により、市町村利子補給金を交付する市町村長（以下「利子補給市町村長」という。）を経由して所管の地方事務所の長（借入申込者の定款等に定める地区の区域が一の地方事務所の長の所管区域を越える場合にあっては知事とする。）に提出するものとする。

（２）利子補給市町村長の手続き

利子補給市町村長は、融資機関から（１）の６次産業化利子補給事業送付書の送付があったときは、（３）により提出された市町村利子補給に係る承認申請書に基づき、市町村利子補給の実施の可否を判断の上、利子補給を行うときは、農業近代化資金（６次産業化補助残融資資金）の利子補給確約書（様式第３号の３号）に当該申請書を添付して、所管の地方事務所の長又は知事に通知するものとする。なお、利子補給を行わないときは、その旨（理由を含む。）を所管の地方機関の長又は知事へ通知するものとし、その通知に融資機関から送付のあった申請書（借入申込書の写しを含む。）を添付するものとする。

（３）市町村利子補給金に係る承認申請

融資機関は、（１）の申請書の提出に併せて、利子補給市町村長に農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第３号の１。利子補給市町村長が別に定めた場合はその様式とする。）により、市町村利子補給金に係る承認申請を行うものとする。

 利子補給市町村は、受理した申請書及び（１）により送付のあった借入申込書その 他書類を審査の上、市町村利子補給金交付の可否を決定し、融資機関へ通知する。な お、市町村利子補給金を交付することを承認したときは、第５の３に規定する農業近 代化資金利子補給承認書（様式第５号）を用いることができる。

第５ 利子補給承認手続

　１　第３の１及び２の手続による場合

 　地方事務所の長又は知事は、受理した申請書その他書類を審査の上、速やかに利子補給承認の決定を行うものとする。

　２ 第３の３の手続による場合

　 　地方事務所の長又は知事は、受理した申請書その他書類を審査の上、必要があると認められるものについては、信連、鳥取県農業協同組合中央会その他関係団体の意見を聞き、又は実地に調査を行い、速やかに利子補給承認の可否の決定を行うものとする。

　　　なお、知事が審査する場合に、必要があると認められるものについては、実地に調査を行い貸付けの適否についての意見を付した農業近代化資金利子補給承認調査書（様式第４号）を、所轄の地方事務所の長に求めることとする。

　３ 地方事務所の長又は知事は、利子補給の承認をしたときは、農業近代化資金利子補給承認書（様式第５号。以下「承認書」という。）を該当融資機関に、農業近代化資金利子補給承認通知書（様式第６号。以下「承認通知書」という。）を鳥取県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に、それぞれ送付するものとする。

　４ 地方事務所の長又は知事は、利子補給の承認をしないこととしたとき、又は可否の決定を保留したときは、その旨を該当融資機関及び鳥取県農業信用基金協会に通知するものとする。

 ５　地方事務所の長又は知事は、３又は４の規定による通知に加えて、６次産業化補助残融資資金に係るものについて、その利子補給（６次産業化上乗せ利子補給を含む。）を承認したとき、承認しないこととしたとき又は承認の可否を保留したときは、その旨を利子補給市町村長に通知するものとする。

 ６　「農業機械導入計画書」（平成３０年５月１８日付第２０１８０００２７１３６号鳥取県農林水産部長通知）に定められている農業機械については、その取扱いに留意すること。

第６ 貸付実行及び貸付金の払出し

　１ 貸付実行

　　(１) 融資機関は承認書を受理したときは、速やかに貸付決定を行い、貸付実行を行うものとする。ただし、貸付対象事業の進ちょく状況等を勘案して適切な場合には、貸付実行を延期するものとする。

　　(２) 貸付の方法は証書貸付とし、証書は農業近代化資金借用証書（様式第７号）によるものとする。

　　(３) 融資機関は、貸付対象事業費の支払状況を明らかにするため、原則として、貸付金及び自己資金等事業費の全額（当該事業に係る補助金を含む。）を借受者の別段貯金口座に受け入れるものとする。

　　(４) 融資機関は、貸付実行を行った日の月末までに、農業近代化資金等電算処理システム（以下「システム｣という。）に貸付実行の所定の事項を入力するものとする。

 ただし、システムを利用しない融資機関による場合及び障害等の発生によりシステムが使用できない場合にあっては、農業近代化資金貸付実行報告書（様式第８号）に所定の事項を記入の上、地方事務所の長又は知事に提出するものとする。

（５）融資機関は、６次産業化補助残融資資金に係る貸付実行を行ったときは、利子補給市町村長に様式第８号の農業近代化資金貸付実行報告書（利子補給市町村長が別に定めた場合はその様式とする。）により、通知するものとする。

　２ クイック融資による場合の貸付実行

 融資機関が、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、担い手が営農に際し必要とする５００万円以下の小口融資について、無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）による融資審査を行う場合にあっては、１の（１）によらず、次のとおりとする。

　 (１) 特別融資制度推進会議設置要綱（平成１３年９月１２日付１３経営第２９３１号農林水産事務次官依命通知）第１に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）は、あらかじめ、営農類型の大幅な変更等、経営基盤そのものの変更を伴うものであるとして推進会議が特に指定したものを除き、農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の農業経営改善計画の認定（同法第１２条の２第１項の農業経営改善計画の変更の認定を含む。）があったものについての資金計画の認定を、クイック融資の借入希望を受理した機関（以下「受認融資機関」という。）及び基金協会（借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、クイック融資による貸付けを希望する者が保証を希望する場合に限る。以下同じ。）に委任することができる。

 　　また、受認融資機関は、受認融資機関及び基金協会が資金計画の認定をし、地方事務所の長又は知事に対して利子補給承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、（２）の貸付利率に係る条件を付した上で、クイック融資による貸付けを行うことができる。

 　　　なお、この場合において、受認融資機関は、当該クイック融資に係る貸付実行を行った日に、１の（４）による入力又は報告を行うものとする。

 (２) 受認融資機関は、地方事務所の長又は知事の利子補給が承認されない場合には、第２の５の貸付利率が変更されることがあることについて、クイック融資による貸付けを希望する者に対し、説明を行うものとする。

　３ 貸付金等の払出し

　　(１) 融資機関は、借入者から貸付金等の資金の払出しの請求があったときは、資金所要の状況、貸付対象事業の進ちょく状況並びに納品書、請求書等の内容及び金額を確認の上、必要と認めた金額のみを速やかに払い出すものとする。

なお、支払は振替又は振込を原則とする。

　　(２) 融資機関は、(１)による払出しを行った場合、納品書、請求書、領収書等資金の使途が明らかとなる証ひょう書類（又はその写し）を保管するものとする。

第７ 貸付対象事業の変更等

　１ 融資機関は、借入者が次に掲げる変更等をしようとする場合には、変更等の理由及び変更等の 内容を記載した書類により申請させるものとする。

　　(１) 貸付対象事業を中止し、廃止し、又は対象事業規模を大幅に(おおむね１００分の３０以上）変更しようとする場合

　　(２) 貸付対象事業費を当初計画の１００分の３０を超えて変更しようとする場合又は対象事業費を減額することにより、融資率が第２の６の(２)に定める割合を超えることとなる場合

　　(３) 利子補給期間内に、近代化資金貸付けの対象となった施設等を改造し、目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸与し、若しくは使用を中止し、又はその運営を他人に委託しようとする場合。　ただし、耐用年数を経過した場合、同一経営内において経営主の交替による場合又は代替施設を取得する等により当初の効果が継続される場合を除く。

　　(４) 貸付条件を変更しようとする場合。

　　(５) 償還猶予は次のいずれかの場合にできるものとし、その方法等については別途定めるところによるものとする。

ア　災害により被害を受けた場合

イ　知事が必要に応じて特に設定した要件に該当する場合

　２ 融資機関は、借受者から変更の申請があった場合、事情聴取をし、必要に応じて関係機関の意見を聞き、変更を適当と認めたときは、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（様式第９号。以下「変更申請書」という。）を作成するものとする。

　３ 利子補給変更承認の手続は、第４の利子補給承認申請手続に準じて行うものとする。

　４ 地方事務所の長又は知事は、変更申請書を受理したときは、第５の利子補給承認手続（利子補給市町村にあっては第４の３の（３）とする。）に準じて事務処理を行うものとする。

　５ 融資機関は、貸付対象事業の変更等に伴い、利子補給を受けることが適当でないと認められるときは、利子補給変更承認手続前又は手続中であっても、貸付実行を行わず若しくは減額して実行し、又は繰上償還の請求を行う等適切な措置を講ずるものとする。

　６ 地方事務所の長又は知事及び利子補給市町村長は、貸付対象事業の変更等に伴い必要がある場合には融資機関に対して指示をし、又は利子補給を行うことが適当でないと認めたときは、その打切りをする等の措置を講ずるものとする。

第８ 貸付対象事業の実施及び完了報告

　１ 借受者は、原則として資金の借受後６か月以内に貸付対象事業の実施及び事業費の支払いを完了するものとする。ただし、工事期間が長期にわたる場合、又は果樹及び家畜の育成の場合等６か月以内に完了することが困難であり、当初の事業計画において実施期間を定めている場合は、この限りでない。

　２ 借受者は、事業が完了したときは、完了後１か月以内に農業近代化資金事業完了報告　　書（様式第１０号。以下「事業完了報告書」という。）を融資機関に提出するものとす　　る。

　３ 借受者は、計画事業費未満で事業を完了した場合で、融資率が第２の６の(２)に定める割合を超えた場合には、直ちに当該超えた額を繰上償還するものとする。

　４ 融資機関は、事業完了報告書が提出されたときは、工事の完了又は物品の購入及び事業費の支払状況等を確認の上、融資機関で記入すべき事項を記入し、地方事務所の長又は知事に提出するものとする。

 ５　第４の規定に関わらず、融資機関は、当該事業完了報告書が６次産業化補助残融資資　　金に係るもので、市町村利子補給金が交付されるものであるときは、利子補給市町村長　　を経由して提出し、利子補給市町村は当該事業完了報告書を所管の地方事務所長又は知　　事に送付するものとする。

第９ 利子補給金交付事務

　１ 融資機関は、貸付金の繰上償還があった場合には、その月末までにシステムに繰上償還の所定の事項を入力するものとする。ただし、システムを利用しない融資機関による場合及び障害等の発生によりシステムが使用できない場合にあっては、農業近代化資金繰上償還報告書（様式第１１号。以下「繰上償還報告書」という。）に所定の事項を記入の上、地方事務所の長又は知事に提出するものとする。

　　なお、繰上償還額は千円単位とし、その充当方法は、最初の償還額より順次充当する方法、残りの各年の償還額が均等（償還額に千円未満の端数を生じたときは、次回の償還に加える。）になるように各年の償還額に充当する方法、又は最後の償還額より順次充当する方法のいずれかによるものとする。ただし、対象事業の変更等に伴う繰上償還の場合には、最初の償還額より順次充当する方法はとらないものとする。

　２ 融資機関は、約定償還の延滞発生及び延滞額の償還があった場合には、農業近代化資金延滞金報告書（様式第１２号。以下「延滞金報告書」という。）を作成し、知事が別途指示する期日までに、地方事務所の長又は知事に提出するものとする。

３　１及び２の繰上償還、約定償還の延滞発生、延滞額の償還があったもののうち、６次産業化補助残融資資金に係るもので、市町村利子補給金が交付されるものの手続きは、次のとおりとする。

（１）融資機関は、１の手続きに加えて、市町村利子補給金が交付されるものに係る繰上償還について、繰上償還報告書（様式第１１号。利子補給市町村長が別に定めた場合は、その様式とする。）を作成して、利子補給市町村長に提出するものとする。

　（２）融資機関は、２の手続きに加えて、市町村利子補給金が交付されるものに係る約定　　償還の延滞、延滞額の償還について、延滞金報告書（様式第１２号利子補給金交付市町　　村長が別に定めた場合は、その様式とする。）を作成して、利子補給市町村長に提出す　　るものとする。

　４ 近代化資金に係る利子補給金（県上乗せ利子補給金を含む。以下「利子補給金」という。）は、毎年１月１日から６月３０日まで及び７月１日から１２月３１日までの期間ごとに交付するものとする。

（１）融資機関は、それぞれの期間ごとに農業近代化資金利子補給額計算書（様式第１３号。以下「利子補給額計算書」という。）を作成し、農業近代化資金利子補給金請求書（様式第１４号。以下「利子補給金請求書」という。）に添付して、当該期間終了日の翌月末までに知事に提出するものとする。

なお、当該請求額に県上乗せ利子補給金が含まれるときは、該当する６次産業化補助残融資の市町村利子補給金について、（２）により利子補給市町村へ提出した請求書の写しを添付するものとする。

　（２）融資機関は、６次産業化補助残融資資金に係る市町村利子補給金について、利子補 給金請求書（様式第１４号。利子補給市町村が別に指示する場合はその様式とする。） により、当該市町村長に請求するものとする。

　５ 利子補給金の交付

　　(１) 知事は、請求内容を調査確認の上、当該融資機関に対して利子補給金を支払うものとする。

　　(２) 知事は、融資機関に利子補給金を支払ったときは、その旨を地方事務所の長に通知するものとする。

 ６　融資状況調査の実施について

 （１）地方事務所の長又は知事は、 農業近代化資金制度の適正な運用を期すため、規則 第８条及び利子補給契約書（規則第４条の規定により知事と融資機関が締結した利子 補給契約書をいう。）第１２条の規定により、毎年度、融資機関に対して前年度に利 子補給の承認を行った貸付対象事業に係る融資状況等の調査（以下「調査」という。）　　 を行うものとする。

 （２）地方事務所の長又は知事は、調査において不適切であると認めたものについて、 当該融資機関に対して、改善の指導を行うとともに必要なとるべき措置の報告を求め るものとする。

 （３）地方事務所の長又は知事は、調査において法令、規則等の規定に違反していると 認めるものについて、規則第７条の規定により利子補給を打ち切り、又は既に交付し た利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

第１０ 債務保証

　　近代化資金は、法第５条の定めるところにより、基金協会の債務保証に付することができる。

 　債務保証の手続は、基金協会の定めるところにより、行うものとする。

第１１ その他

　１ 日本政策金融公庫資金及び農業改良資金との協調融資

 　日本政策金融公庫資金と農業改良資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象について、併せて貸し付けること（協調融資）は、行わないものとされている。

　２ 補助金との関係

　　（１）国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分については、近代化資金を融資することは差し支えない。この場合において、第２の６の（２）の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

　　（２）また、近代化資金の借入れによって行なった事業について、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

　３ 市街化区域等に係る近代化資金の取扱い

　　(１) 市街化区域等を対象とする近代化資金の取扱い

 　市街化区域等を対象とする近代化資金の貸付けについては、次に定めるところによるものとする。

 　ア 近代化資金を借り入れることができる者は、次に掲げる者とする。

 　　（ア）第２の１の(１)に掲げる者であって、おおむね２０アール（水田から畑への転換の場合は１０アール)以上の規模の市街化区域等の区域内にある水田農業経営確立対策実施要綱に基づく対策の対象となる水田について、水稲から次に掲げるものへの一般作物等作付け、レクリェーション農園（農地についての使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転に係るものを除く。）の設置又は水田から畑への転換を行うもの（近代化資金の貸付け後５年から１０年程度にわたって良好な状態で営農を続けると見込まれる者に限る。）

 　 ａ 野 菜

 　ｂ 花 き

 　ｃ 麦及び大豆以外の作物（果樹にあっては、うんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん及びネーブルオレンジ以外のもの、甘しょ及びばれいしょにあっては、でんぷん原料用以外のものに限る。）

 　　(イ) (ア)に該当する者が構成員となっている団体

 　イ　当該資金の償還期限については、その償還期限が１０年を超えるものにあっては１０年以内とする。

　　(２) 市街化区域等における稲作関係資金の取扱い

 　建構築物等造成資金であって、主として市街化区域等（生産緑地地区を除く。）における稲作経営のために必要なものについては、その貸付けを行わないものとする。

 附 則

１ この要領は、平成１４年８月１日から施行する。

２ この要領の施行の際、現に改正前の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用され　ている農業近代化資金は、改正後の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されて　いる農業近代化資金とみなす。

 附 則

１ この要領は、平成１４年１２月１日から施行する。

２ この要領の施行の際、現に改正前の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金は、改正後の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金とみなす。

 附 則

１ この要領は、平成１５年５月２日から施行し、平成１５年度事業から適用する。

２ この要領の施行の際、現に改正前の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金は、改正後の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金とみなす。

 附 則

１ この要領は、平成１５年９月５日から施行し、平成１５年７月１日から適用する。

２ この要領の施行の際、現に改正前の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金は、改正後の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金とみなす。

 附 則

１ この要領は、平成１６年５月２５日から施行し、平成１６年度事業から適用する。

２ この要領の施行の際、現に改正前の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金は、改正後の農業近代化資金事務取扱要領の規定により運用されている農業近代化資金とみなす。

 附 則

１ この要領は、平成１６年９月８日から施行する。

　　 附　則

１　この要領は、平成１７年５月１６日から施行し、平成１７年度事業から適用する。

２　この要領の施行の際、現に改正前の農業近代化資金事務取扱要領の規程により運用され　 ている農業近代化資金は、改正後の農業近代化資金事務取扱要領の規程により運用され ている農業近代化資金とみなす。

 　 附 則

１ この要領は、平成１８年４月１日から施行し、平成１８年度事業から適用する。

２ この要領の施行前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則第３条の規定による契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正前の農業近代化資金事務取扱要領第２の３の（５）のアの（イ）、６及び７の（１）のアの（ア）のｃの規定は、なおその効力を有する。

 　 附 則

 この要領は、平成１８年６月６日から施行し、平成１８年６月６日から適用する。

 　 附 則

１ この改正は、平成１９年４月２日から施行する。

２　施行日前に貸付けられた農業近代化資金に係る第７の３に規定する利子補給変更承認の　手続及び第７の４に規定する変更申請書を受理したときの手続については、なお従前の例　による。

　　　附　則

　この改正は、平成２０年６月５日から施行し、平成２０年度事業から適用する。

 附　則

 この改正は、平成２１年１月９日から施行する。

　　　附　則

　この改正は、平成２１年１２月７日から施行し、平成２１年５月２９日から適用する。

　 　附　則

　この改正は、平成２６年３月３１日から施行する。

 附　則

　この改正は、平成２６年１０月１日から施行する。

 附　則

　この改正は、平成２８年５月６日から施行する。

 附　則

　この改正は、平成３０年６月２２日から施行する。

 附　則

　この改正は、平成３１年３月１３日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

　この改正は、平成３１年４月２４日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

　この改正は、令和２年５月１５日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

　この改正は、令和３年５月１４日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

　この改正は、令和４年６月１５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。